

要介護者等の福祉用具購入について

要介護者等が在宅生活の場合、福祉用具の購入ができます。事前にご家族、介護支援専門員、指定販売業者等と品目を協議のうえ、購入後に申請書類一式を提出してください。

福祉用具購入

在宅の要介護者・要支援者が、都道府県知事の指定を受けた事業者から福祉用具(入浴や排泄に用いる貸与になじまない性質のもの)を購入したときは、市町村が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に限り、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費が支給されます。

福祉用具購入費の支給は償還払い(費用全額を支払い後、給付費の支給を受ける)または受領委任払い(利用者負担のみを支払い、給付費は市から販売業者へ直接支払う)で要介護者等の支給申請書の提出により行われます。支給額は福祉用具の実際の購入費の7～9割相当額(利用者負担は1～3割相当額)です。

福祉用具購入費の支給限度額は、同一年度(4月1日からの翌年3月31日)で10万円です。この10万円には、要介護者及び要支援者に対する福祉用具購入費も含まれますので、要介護から要支援への変更認定を受けた場合でも、同一年度の合計支給額は最大で9万円(1割負担)、8万円(2割負担)、7万円(3割負担)です。

また、同一年度内に一度、福祉用具購入費が支給されると、以後の期間に同一種目の福祉用具については、福祉用具購入費は支給されません。例えば、初回に7万円分の福祉用具購入費を受けた場合、その年度は残り3万円までを他種目の福祉用具に充てることになります。ただし、破損や介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別の事情があり市町村が認める場合には、同一種目について再度福祉用具購入費が支給されます。

対象者

- ① 美作市に住所を有し、在宅で生活している者。
- ② 要介護認定において要支援1～2、要介護1～5の者。
- ③ 介護保険料を完納している者。

福祉用具の種目

- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器
- ④ 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ)
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトのつり具の部分

(貸与と販売の選択が可能な福祉用具)

- ① 固定用スロープ
- ② 歩行器(歩行車を除く)
- ③ 単点杖(松葉杖を除く)
- ④ 多点杖

支給限度基準額

① 同一年度で支給限度基準額10万円、支給額は7～9割相当額(利用者負担額1～3割相当額)。

支給方法

支給方法は「償還払い」と「受領委任払い」から選択できます。

○償還払い

利用者は、福祉用具の購入費用の全額を一旦販売業者へ支払い、後に市から自身の介護保険負担割合に応じた給付額が支給される方法です。

○受領委任払い

利用者は、福祉用具購入費用の内、自身の介護保険負担割合に応じた金額のみを販売業者に支払い、給付額は市から販売業者に直接支払われる方法です。

受領委任払いを選択するためには、以下の全てに該当する必要があります。

①介護保険料に滞納がないこと

②福祉用具を購入する販売業者が、市へ届け出を行い、登録を受けている「受領委任払い取扱事業者」であること。

※条件に該当しない場合、償還払いでの支給となります。

申請書類

○償還払い

- 1 美作市介護保険居宅介護・介護予防福祉用具購入費支給申請書【償還払い用】
- 2 領収書の写し(利用者宛、費用の全額を記載のもの)
- 3 福祉用具のカタログの写し
- 4 福祉用具が必要な理由書・サービス計画(写)・福祉用具販売計画(写)のいずれか

○受領委任払い

- 1 美作市介護保険居宅介護・介護予防福祉用具購入費支給申請書【受領委任払い用】
- 2 領収書の写し(利用者宛、介護保険自己負担金額分を記載のもの)
- 3 請求書の写し(利用者宛、費用全額を記載のもの)
- 4 福祉用具のパンフレット
- 5 福祉用具が必要な理由書・サービス計画(写)・福祉用具販売計画(写)のいずれか

【問い合わせ先】

〒707-8501

岡山県美作市美来1

美作市 市民生活部 市民保険課

TEL (0868) -72-1143 (直通)